

## 訪問看護ステーション E-heart 自己負担料金表【介護保険】

基本料金表(1回の訪問看護の利用料金) 1単位:10.42円(あま市→6級地) 令和6年6月1日現在

介護保険		サービス内容略称	単位数		金額		ご利用者様負担額(1割)		ご利用者様負担額(2割)		ご利用者様負担額(3割)			
			訪問看護	介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防訪問看護		
訪問看護費	20分未満	①	訪問看護 I 1	314	303	3271	3157	¥328	¥316	¥655	¥632	¥982	¥948	
	20分以上30分未満	②	訪問看護 I 2	471	451	4907	4699	¥491	¥470	¥982	¥940	¥1,473	¥1,410	
	30分以上60分未満	③	訪問看護 I 3	823	794	8575	8273	¥858	¥828	¥1,715	¥1,655	¥2,573	¥2,482	
	60分以上90分未満	④	訪問看護 I 4	1,128	1,090	11753	11357	¥1,176	¥1,136	¥2,351	¥2,272	¥3,526	¥3,408	
	理学療法士等による訪問看護	A 20分未満	⑤	訪問看護 I 5	294	284	3063	2959	¥307	¥296	¥613	¥592	¥919	¥888
		B 20分以上40分未満		訪問看護 I 5×2	588	568	6126	5918	¥613	¥592	¥1,226	¥1,184	¥1,838	¥1,776
C 40分以上60分未満		訪問看護 I 5・2超×3		793		8263		¥827		¥1,653		¥2,479		

※ 早期(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増。深夜(午後10時～午前6時)は50%増。

※ 要支援者の理学療法士等による訪問看護は最高40分間以内、利用期間は1年間以内とする。

加算	⑥ 外 サービス提供体制強化加算	⑥	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6		62		¥7	¥13	¥19	
		⑦	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3		31		¥4	¥7	¥10	
	⑧ 外 緊急時訪問看護加算(月1回)	⑧	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600		6252		¥626	¥1,251	¥1,876	
	⑨ 外 特別管理加算(月1回)	⑨	特別管理加算(Ⅰ)	500		5210		¥521	¥1,042	¥1,563	
			特別管理加算(Ⅱ)	250		2605		¥261	¥521	¥782	
	⑩ 外 ターミナルケア加算(死亡月)	⑩	ターミナルケア加算	2500		26050		¥2,605	¥5,210	¥7,815	
	⑪	長時間訪問看護加算	300		3126		¥313	¥626	¥938		
	⑫	複数名訪問看護加算Ⅰ(1回につき)	30分未満	複数名訪問加算Ⅰ	254		2646		¥265	¥530	¥794
			30分以上		402		4188		¥419	¥838	¥1,257
	⑬	複数名訪問看護加算Ⅱ(1回につき)	30分未満	複数名訪問加算Ⅱ	201		2094		¥210	¥419	¥629
			30分以上		317		3303		¥331	¥661	¥991
	⑭	退院時共同指導加算	⑭	退院時共同指導加算	600		6252		¥626	¥1,251	¥1,876
	⑮	初回加算	⑮	初回加算(Ⅰ)	350		3647		¥365	¥730	¥1,095
			⑯	初回加算(Ⅱ)	300		3126		¥313	¥626	¥938
	⑰	訪問看護・介護連携強化加算(月1回)	⑰	訪問看護・介護連携強化加算	250		2605		¥261	¥521	¥782
	⑱	☆ 看護体制強化加算(Ⅰ)	⑱		550		5731		¥574	¥1,147	¥1,720
	⑲	☆ 看護体制強化加算(Ⅱ)	⑲		200		2084		¥209	¥417	¥626
⑳	☆ 看護体制強化加算(要支援者)	⑳		100		1042		¥105	¥209	¥313	
㉑	☆ 口腔連携強化加算	㉑		50		521		¥53	¥105	¥157	

※ ⑥ 外 は支給限度基準額管理の対象外です

その他の費用(保険適用外の料金)

項目	料金	内容
保険適用外の訪問看護	10,000 円/回	介護保険・医療保険の適用外の訪問看護利用料
交通費	実費	通常の実施地域以外にお住いの方
キャンセル料	無料	御利用の24時間前までに御連絡いただいた場合
	1回の基本料金の50%	御利用の12時間前までに御連絡がなかった場合
	1回の基本料金の100%	御利用日の朝9時までに御連絡がなかった場合
死後の処置料金	20,000 円	訪問看護サービスの提供と連続して行われた、在宅での死後の処置料
衛生材料費	実費	日常生活用具・物品・材料費等

表A: 厚生労働大臣が定める状態

①特別管理加算 I	<input type="checkbox"/> 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理 <input type="checkbox"/> 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態
②特別管理加算 II	<input type="checkbox"/> 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己、導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 <input type="checkbox"/> 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 <input type="checkbox"/> 真皮を越える褥瘡の状態 <input type="checkbox"/> 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

加算 算定方法

初回加算 I (初回)	新たに訪問看護計画書を作成し、退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。
初回加算 II (初回)	退院した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に所定単位数を加算する。過去二月間訪問看護を受けていない場合や、要支援から要介護に変わった場合等に、新たに訪問看護計画書を作成し算定。
退院時共同指導加算(初回)	入院入所中に退院時共同指導を行った場合、退院後初回の訪問看護に加算する。〈表A〉該当者は2回算定できる。
長時間訪問看護加算(1回につき)	〈表A〉に該当する利用者に対して、1回の訪問時間が90分を越える場合に算定。
複数名訪問看護加算(1回につき)	1人の看護師では困難であり、同時に複数の看護師等により訪問看護を行う場合の2人目に算定。利用者および家族の同意が必要。
外 緊急時訪問看護加算 I (1月につき)	利用者および家族が緊急時の訪問看護を希望し、加算について同意した場合に算定。また看護業務の負担軽減に資する業務管理体制の整備が行われている。
外 特別管理加算 I (1月につき)	利用者が、〈表Aの①〉に該当する場合に算定。
外 特別管理加算 II (1月につき)	利用者が、〈表Aの②〉に該当する場合に算定。
外 ターミナルケア加算 (死亡月)	死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合に算定。要支援は対象外。
外 サービス提供体制強化加算(1月につき)	勤続年数3年以上の職員を30%以上配置している場合に算定。
訪問看護・介護連携強化加算(1月につき)	訪問介護事業所の訪問介護職員等に対し、痰の吸引等を円滑に行うための支援を行った場合に算定。要支援は対象外。
口腔連携強化加算(1月につき)	職員が口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報共有をした場合に算定。また、歯科医療機関との体制を確保していること。